

平成 22 年 10 月 29 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計
代表取締役社長 小 池 信 三
(コード番号:3228 名証セントレックス)
問合せ先： 取締役管理部長 吉川 和男
電話番号： 03-3395-3591

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 22 年 11 月 25 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の一つとして、優先株式の発行による資金調達を可能とすべく、規定を新設しましたが、当面の発行計画がないため、優先株式にかかる現行定款第 2 章の 2（第 11 条から第 17 条）を削除いたします。それに伴い、第 5 条の発行可能株式総数を 16,000,000 株から 14,800,000 株とし、種類株主総会にかかる現行定款第 3 章の 2（第 24 条から第 25 条）を削除するものであります。
- ② その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 11 月 25 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 22 年 11 月 25 日（木曜日）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(省略)	(省略)
第2章 株 式	第2章 株 式
(省略)	(省略)
第5条 (発行可能株式総数)	第5条 (発行可能株式総数)
<p>当社が発行することのできる株式の総数は、<u>16,000,000株</u>とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p>	<p>当社が発行可能株式総数は、<u>14,800,000株</u>とする。</p>
<p>普通株式 <u>14,800,000株</u></p>	
<p>第1種優先株式 <u>1,200,000株</u></p>	
<p>第2章の2 優 先 株 式</p>	(削除)
<p>第11条 (優先配当金)</p>	(削除)
<p>当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）に対し、普通株を有する株主（以下、「普通株主」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につきその払込金額（200,000円を上限とする。）に、発行に先立って取締役会の決議によって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は年10%を上限とする。</p>	
<p>(2) 当社は、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>	(削除)
<p>(3) 第1種優先株主に対しては、優先配当の配当額を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	(削除)
<p>第12条 (残余財産の分配)</p>	(削除)
<p>当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対して、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。</p>	
<p>(2) 第1種優先株主に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>第 13 条（議決権）</u></p> <p><u>第 1 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、第 1 種優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 14 条（取得条項）</u></p> <p><u>当社は、平成 25 年 9 月 1 日以降の日で、第 1 種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下、「取得日」という。）をもって、第 1 種優先株式 1 株につき 200,000 円に、優先配当金の額を取得する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第 1 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>（2）一部取得するときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 15 条（譲渡制限）</u></p> <p><u>譲渡による第 1 種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 16 条（株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利及び新株予約権等）</u></p>	(削除)
<p><u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第 1 種優先株式の分割又は株式の併合を行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>（2）当社は、第 1 種優先株主に対し、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。</u></p>	(削除)
<p><u>（3）当社は、第 1 種優先株主に対し、株式無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>第 17 条（除斥期間）</u></p> <p><u>本定款第 58 条の規定は、優先配当金の支払について準用する。</u></p>	(削除)
<p>第 18 条～第 23 条 （条文省略）</p>	第 11 条～第 16 条 （現行どおり）

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第3章の2 種類株主総会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第24条 (種類株主総会)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>本定款第19条、第20条及び第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p><u>(2) 本定款第18条の規定は、定時株主総会と同じ時に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第25条 (種類株主総会の決議方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>第<u>26</u>条～第<u>58</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>17</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり)</p>